

岩手県告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護、介護予防、福祉用具の給付又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年9月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 福祉用具貸与

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社パルトナー	盛岡市松園二丁目21番6号	あけぼの	一関市山目町一丁目4番25号	平成23年7月1日

2 介護予防福祉用具貸与

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社パルトナー	盛岡市松園二丁目21番6号	あけぼの	一関市山目町一丁目4番25号	平成23年7月1日

3 特定福祉用具販売

特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社パルトナー	盛岡市松園二丁目21番6号	あけぼの	一関市山目町一丁目4番25号	平成23年7月1日

4 特定介護予防福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社パルトナー	盛岡市松園二丁目21番6号	あけぼの	一関市山目町一丁目4番25号	平成23年7月1日